## 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項  人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。									
障がい者自立センター										
	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する 義務の免除を 承認した時間	【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤			次でである。 ででである。 の原とでである。 の原とでである。 のののでは、ののでは、ののでででである。 のでででである。 がにていてである。 がにていてできる。 がにていてできる。 がにていている。 のののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	
	A	人間ドック	令和3年7月5日	午前9時 <b>00</b> 分 から 午後0時 <b>00</b> 分 まで	午前9時 <b>00</b> 分 から 午後5時 <b>30</b> 分 まで (全日)	務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二 厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) 〇条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する規則」により				
						定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除 を受けることができる。 根拠 条文 具体例 備考				
						条例 第2条 第2号	厚生に関する計画 の実施に参加する 場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検 診、大腸検診 (以下略)	(略)	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月2日)